

平成30年

第2回市議会定例会 議案第20号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第34条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第8条の4の見出し中「者が」を「者等が」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「第12条第30項」を「第12条第21項」に改め、同項第6号中「第12条第31項」を「第12条第22項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「第12条第38項」を「第12条第29項」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「第7条第11項各号」を「第7条第10項各号」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「第7条第12項各号」を「第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「第12条第38項」を「第12条第29項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第7条第14項」を「第7条第13項」に、「第12条第26項」を「第12条第17項」に改め、同項第5号中「第7条第14項」を「第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

8 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第9条の見出しを「（平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成28年度分または平成29年度分」を「平成31年度分または平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地または平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地または平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第10条の見出しおよび同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2

項および第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第17条の見出しおよび同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項および第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項および第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第20条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後

の年度分の都市計画税について適用し，平成29年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。